

<入札保証金 納付の注意事項>

入札保証金（納付）対象工事については、設計図書等により、算出した入札金額に対応した入札保証金を納付してください。

利付国債で入札保証金を納付する場合は、参加資格確認通知後、速やかに経理課に連絡してください。

入札説明書に定める提出期限までに、入札保証金の納付等に係る書類を提出してください。

なお、提出がない場合や入札金額に対して入札保証金が不足している場合は、入札に関する条件に違反したものとして当該入札を無効とします。

以上、くれぐれもご注意願います。